

保護者 様

羽島市教育委員会

季節性インフルエンザへの罹患による出席停止の措置について（お願い）

平素は、学校教育に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、羽島市では、お子様が“学校において予防すべき感染症”に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則第18条第19条で規定している「学校において予防すべき感染症」とその「出席停止の期間の基準」に基づいて、学校医やその他の医師の先生方の診断等をいただいておりますが、今冬については新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念され、医療のひっ迫回避が求められるところです。

そこで、下記の内容についてご協力をお願いします。

記

○ お子様が、季節性インフルエンザに罹患したと診断された場合

【保護者より学校へ罹患報告書を提出】※医療機関から文書の発行はありません。

→今シーズン※₁は医療機関より季節性インフルエンザ罹患や治癒にかかわる文書は発行されません。別紙様式「**学校において予防すべき感染症への罹患報告書**※₂」（保護者記入用）に、病名や出席停止期間について保護者が必要事項を記入、押印し、さらに受診を証明できるもの（医療費明細書、調剤説明書のコピー等）を添えて、学校へ提出してください。

※₁ インフルエンザ2022-2023シーズンは、令和4年9月5日から令和5年9月3日までです。

※₂ 学校から配布されます。羽島市教育委員会学校教育課HPからダウンロードも可能です。

【季節性インフルエンザの出席停止期間について】

→学校保健安全法施行規則第19条2項により、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日※）を経過するまで」と規定されています。本規定に基づき、適切にご対応ください。

※ 幼児（未就学児）は一日長いことにご留意ください。